

これを読んで20秒！！

No.530

社長のための勉強

令和元年10月15日

〒540-0012 大阪市中央区谷町2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

消費税率引上げ日をまたぐ取引に留意！

今月1日消費税率が引上げとなりましたが、売り手と買い手で計上基準が異なる場合、例えば、出荷日9月30日で納品日10月1日の取引の場合に、売り手8%で請求、買い手10%で仕入税額控除と処理出来るのか？という疑問が・・・。

この場合、請求書等で消費税率が明らかなら、買い手はその税率で仕入税額控除の計算をするため8%となります。

もし税率が明らかでない（税込価額で請求）なら、①相手先に税率を確認。相手先への確認が困難な場合には、②自社の会計処理（計上基準）に基づき処理することも認められるようです。その場合には10%も有り得ます。

他にも施工日前後の取引に係る税率の適用関係については、様々な事例があります。国税庁が公表している「平成31年10月1日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱いQ&A（具体的事例編）」を参考にしてみてください。



郵送ではなく e-mail での配信を希望される方はご連絡ください

HORIGUCHI
Accounting & Tax office